三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第九十六条第三項及び第五項」を「第九十六条第三項から第五項まで」に改め、同表第九十六条第二項の項を次のように改める。

第九十六条第二項	都道府県又は市町村である道路管理者	有料道路管理者
	当該都道府県の知事又は当該市町村の長	当該有料道路管理者である都道府県又は市町村の長
	道路管理者がした	有料道路管理者がした

（領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部改正）

第七十五条　領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、国土交通大臣に代えて、当該不作為に係る領事官に対してすることもできる。

第七十六条　ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第二十二条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第七十七条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に、「第三十六条の二・第三十六条の三」を「第三十六条の三・第三十六条の四」に改める。

第三章第一節の二中第三十六条の三を第三十六条の四とし、第三十六条の二を第三十六条の三とし、同章第一節中第三十六条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第三十六条の二　法第五十条第三項の口頭審理については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第三十八条の二中「第三十六条の二各号」を「第三十六条の三各号」に改める。

第三十八条の三中「第三十六条の三」を「第三十六条の四」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第七十八条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（意見書の内容の審査の方法）

第三条の二　法第十六条第四項（法第三十八条第二項、法第五十条の六及び法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

2　前項の規定は、法第五十三条第二項（法第五十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第五十三条第二項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事」とあるのは、「地方公共団体」と読み替えるものとする。

3　第一項の規定は、法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第七十九条　国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（口頭審理についての準用）

第十六条の二　法第二十条第三項の口頭審理については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八十条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（意見書の内容の審査の方法）

第二十条の二　法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については、土地区画整理法施行令第三条の二第一項の規定を準用する。